

兵庫海外研究ネットワーク（HORN：Hyogo Overseas Research Network）事業滞在費等支給要領

現 行	改正案
<p>兵庫海外研究ネットワーク（HORN：Hyogo Overseas Research Network）事業滞在費等支給要領</p> <p>（趣旨） 第1条 この要領は、兵庫海外研究ネットワーク（HORN：Hyogo Overseas Research Network）事業実施要領（以下「実施要領」という。）第7条の規定に基づき、HORN研究者に対する滞在費及び旅費の支給等に関し必要な事項を定める。</p> <p>（定義） 第2条 この要領において、「HORN研究者」とは、受け入れ県内大学・海外カウンターパート双方の合意に基づき、海外の大学・研究機関から、原則として当該海外大学・研究機関に在籍したまま、講義・講演・研究等の目的で兵庫県内の大学が受け入れる研究者をいう。</p> <p>（支給内容） 第3条 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構（以下「本機構」という。）は、HORN研究者として採用が決定された者に対し、滞在費及び旅費を支給する。</p> <p>（支給対象者） 第4条 前条に規定する支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、実施要領第6条の規定に基づき、HORN研究者として採用が決定された者とする。</p> <p>（滞在費） 第5条 滞在費は、受け入れ大学を通じ、支給対象者に支給する。</p> <p>（滞在費の額） 第6条 滞在費の支給額は、362,000円（定額）とし、日割り計算は行わないものとする。</p>	<p>兵庫海外研究ネットワーク（HORN：Hyogo Overseas Research Network）事業滞在費等支給要領</p> <p>第1条～第5条 （同左）</p> <p>（滞在費の額） 第6条 滞在費の支給額は、<u>387,600円（定額）</u>とし、日割り計算は行わないものとする。</p>

(滞在費の支給期間)

第7条 滞在費の支給期間は HORN 研究者滞在期間のうち1か月間とする。

第7条～第21条 (同左)

(滞在費の支給申請方法)

第8条 受け入れ大学の長(以下「大学長」という。)は、支給対象者の申請に基づき、兵庫海外研究ネットワーク(HORN)事業滞在費支給申請書(別紙様式1。以下「滞在費支給申請書」という。)をとりまとめ、原則として受け入れを開始する月の前月の10日までに本機構理事長(以下「理事長」という。)あて提出するものとする。

(滞在費の支給方法)

第9条 理事長は、前条により提出のあった滞在費支給申請書を審査の上、大学長が銀行振込依頼書(別紙様式2)で指定した銀行口座に、滞在費を振込み送金する。

2 大学長は、前項により受領した滞在費を、支給対象者の在籍を確認した上で支給するものとし、その際、支給対象者から受領書(様式は任意とする。)を徴収し、保管するものとする。

(受入期間の変更)

第10条 HORN研究者の受入期間を変更する場合は、大学長が兵庫海外研究ネットワーク(HORN)事業受け入れ期間変更申請書(別紙様式3)を本機構に提出し、相当の理由によるものであると理事長が判断した場合に、その変更を認める。

ただし、渡日後の受入期間の変更は原則として認めない。

(滞在費の返納)

第11条 滞在費の支給後に、支給対象者が日本国籍を有しない者としての資格を失った場合は、滞在費を返納させるものとする。

2 前項に定める場合のほか、滞在費の支給後に、支給対象者に次の各号に掲げる事由が生じた場合は、滞在費を返納させるものとする。

(1) 実際の滞在期間が概ね1か月を下回ることと

なった場合。

- (2) その他相当の理由により、返納の必要がある場合

3 前2項の規定により返納させる額は、第1項に該当する場合は支給した滞在費の全額、第2項第1号に該当する場合は1か月を下回ることとなった日数分の滞在費に相当する額、及び同項第2号に該当する場合はそれぞれの理由に応じた相当額とする。

(旅費)

第12条 HORN研究者に支給する旅費の種類は、渡日旅費及び帰国旅費とする。

2 渡日旅費は、HORN研究者の在籍大学の所在する国・地域等から渡日しようとする支給対象者に支給する。

3 帰国旅費は、次の各号のいずれかに該当する支給対象者に支給する。

(1) 受け入れ期間が終了し、在籍大学の所在する国・地域等へ帰国しようとする者

(2) 病気その他特別の事情により、滞在を続けることが不可能となり、理事長が帰国することを適当と認めた者

(旅費支給額)

第13条 渡日旅費及び帰国旅費の支給額は、支給対象者の在籍大学所在国の最寄りの主要国際空港又はそれと運賃が同等以下である空港から受け入れ大学の最寄りの空港の間の理事長が指定する経路による下級航空券の額とする。なお、渡日及び帰国時に宿泊を要する場合、その宿泊費は支給しない。

(旅費の支給申請方法)

第14条 大学長は、支給対象者の申請に基づき、兵庫海外研究ネットワーク（HORN）事業旅費支給申請書（別紙様式4。以下「旅費支給申請書」という。）を、別途定める期日までに理事長に提出するものとする。

(旅費の支給方法)

第15条 理事長は、前条により提出のあった旅費支給申請書を審査の上、渡日旅費及び帰国旅費を原則として航空券で支給する。

2 大学長は、前項によりHORN研究者に係る航空券の発券手続きが完了したことを確認した場合は、速やかに兵庫海外研究ネットワーク（HORN）事業旅費手続完了確認書（別紙様式5）を理事長に提出するものとする。

（旅費支給経路の変更）

第16条 前条により理事長が指定した旅費支給経路の変更は、原則として認めない。ただし、大学長が兵庫海外研究ネットワーク（HORN）事業旅費支給経路変更申請書（別紙様式6）を本機構に提出し、その理由によるものであると理事長が判断した場合に限り、その変更を理事長が指定する条件の範囲内で認める。

（旅費を支給しない場合）

第17条 渡日旅費又は帰国旅費は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しないものとする。

- （1）第14条に規定する旅費支給申請書を、所定の期限までに本機構に提出しない場合
- （2）本機構以外の機関から旅費（航空券等の現物支給を含む。）の支給を受ける場合
- （3）受け入れ期間開始前にあらかじめ渡日している場合
- （4）受け入れ期間終了後、直ちに帰国しない場合
- （5）第13条及び第16条に定める経路で渡日又は帰国しない場合
- （6）夏季休暇等により一時帰国する場合

2 前項の第1号から第5号のいずれかに該当する場合には、大学長は、兵庫海外研究ネットワーク（HORN）事業旅費辞退届（別紙様式7）を理事長に提出するものとする。

（受給証明書の発行）

第18条 大学長は、支給対象者の申請に基づき、本機構に代わって、滞在費等受給証明書（別紙様式8）を発行できるものとし、その際、必ず控えを取り、保管するものとする。

(支給対象者の辞退)

第19条 支給対象者は、大学長を通じ、渡日前にHORN研究者としての採用を辞退することができる。

2 大学長は、前項の規定により採用辞退の申し出があった場合は、兵庫海外研究ネットワーク（HORN）事業採用辞退届（別紙様式9）を理事長に提出する。この場合において、受け入れ大学又は支給対象者がすでに滞在費又は旅費を受領しているときは、速やかに本機構に返還するものとする。

(支給対象者の資格及び条件の変更)

第20条 支給対象者に関して、受け入れ大学が当該者をHORN研究者候補者として申請した際に提出した当該者の資格等に関する書類の内容に変更が生じた場合は、受け入れ大学は、速やかに兵庫海外研究ネットワーク（HORN）事業資格及び条件変更申請書（別紙様式10）を提出するものとする。

(報告書等)

第21条 大学長は、HORN研究者が滞在中に学生及び県民に対し行った研究成果等の還元活動等について、兵庫海外研究ネットワーク（HORN）事業に係る報告書（別紙様式11）を理事長に提出するとともに、共同研究終了後速やかに、支給対象者から研究論文・報告書の提出を受け、1部を理事長に提出するものとする。

(補則)

第22条 この要領に定めるもののほか、HORN研究者に対する滞在費及び旅費の支給等に関し必要な事項は、別に定める。

(体験記)

第22条 在籍大学の長は、別途定める期限までに、支給対象者に研究内容や成果等について体験記を作成させ、HUMAPウェブサイトにより情報発信を行うものとする。

(補則)

第23条 この要領に定めるもののほか、HORN研究者に対する滞在費及び旅費の支給等に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。